

社員の懲戒処分について

令和3年12月17日
阪神高速技術株式会社

この度、弊社社員に対して以下のとおり懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

【事案1】

1. 懲戒処分の内容
減給（8名）（令和3年12月17日付け）
2. 懲戒処分の理由
無断早退及び虚偽の勤務実績申請等を行ったため。

【事案2】

1. 懲戒処分の内容
戒告（2名）（令和3年12月17日付け）
2. 懲戒処分の理由
勤務時間管理に関して不適切な指示を行ったため。

弊社といたしましては、今回の事態を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。

以 上